

あなたは大丈夫？

※ 空き家対策はお早めに！

～少子高齢化や人口減少が進み、各地で「空き家」が増加しています～

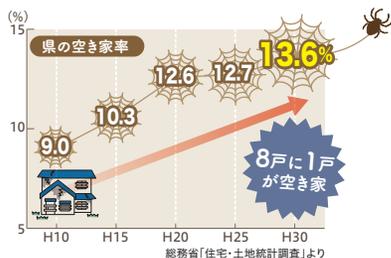
空き家になると敷地の荒廃や建物の老朽化が加速し、危険な状態になりがちです。将来を見据え、子どもたちや地域のために、空き家をお持ちの方や相続人は早めの対応が必要です。

※おおむね1年以上住んでいない、または使用されていない家

何が起きているの？

県内の空き家は、20年間で1.5倍以上増加しています。所有者が老人ホーム等へ入居したり、親族の家を相続したりと要因はさまざま。

早めの対策が求められています。



まずは、空き家の現状を確認し、適切な管理や利活用について考えましょう

◆相続登記は済んでいますか

令和6年4月1日から相続登記が義務化されます。早めの手続き、対策が必要です。

◆家の中は片付いていますか

家財がある場合は、不用品の処分から始めましょう。

◆適切に管理していますか

管理が行き届かなくなると建物の老朽化などから危険な状態になりがちです。

◆特定空家等※になっていませんか

危険な空き家として市町村から特定空家等に認定された場合、早急な対応が必要です。

※そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態などにある空き家

適切に管理しない空き家のリスク



危険な空き家の発生を抑えるためには、 4つのアクションがあります



Action 1 管理

空き家をどうするのか決まらないときは、適切に管理する必要があります。



Action 2 売却・賃貸

空き家を「売りたい」「貸したい」と考えているときは、不動産業者に相談するほか、「空き家バンク※」に登録する方法もあります。



※多くの市町村で実施しています

Action 3 改修

リフォームやリノベーションにより所有者が居住するほか、賃貸、店舗利用など活用の幅が広がります。



Action 4 解体

利活用の予定がないときは、周囲に危険を及ぼさないために「解体」も選択肢の一つです。



空き家についてお悩みの方は、不動産事業者や解体事業者、司法書士などの
各専門家や、空き家が所在する市町村にご相談ください

県主催の「無料相談会」を開催

県内外で開催を予定。空き家の対応・対策などでお悩みの方は、お気軽にご相談ください。開催日・場所など詳しくは、随時美の国あきたネットでお知らせします。



詳しくはこちらから▼



お問い合わせ先 県地域づくり推進課 ☎018-860-1237